公益社団法人岸和田青年会議所経理規則(案)

第 1 章 総則

第1条(目的)

公益社団法人岸和田青年会議所経理規則(以下経理規則という)を定める。

2. 経理規則は、公益社団法人岸和田青年会議所の経理の原則を定め、その適性 をはかることを目的とする。

第2条 (経理原則)

本会の会計処理については公益社団法人会計基準に準拠した運営を行う。

第3条 (規則外事項)

この規則に定めるものの他に、経理に関して必要な事項は理事会において定める。

第 2 章 勘定科目及び帳簿組織

第4条(勘定科目及び帳簿組織)

勘定科目及び帳簿組織については理事長がこれを定める。

第 3 章 予 算

第5条(予算編成)

予算は委員長等の事業計画案に従い理事長がこれを立案し、理事会の決

議を経て理事長がこれを行う。

第6条(予算期間)

予算期間は、定款第48条に定める期間とする。

第7条(予算科目)

予算は、収支の性質・目的に従い会計、事業別、委員会別に区分する。

第8条(予算の緊急修正)

予算に重要な変更の必要があり、かつ総会を開くいとまがない時は、理事会の決議により予算を変更**し、総会での報告を省略する**ことが出来る。

第9条(予算の原則)

予算の執行にあたって事業別の予算金額を相互に流用するときは、理事会の決議 を得なければならない。

第10条 (理事長専決事項)

次の事項は理事長がこれを行う。

(1) 予算の執行

但し、**総会への予算報告**が年度開始後となる場合には、**その報告をする**まで のあいだは前年度における**理事会の決議**による予算を予算とみなし執行する。

- (2) 緊急の必要に基づく予備費の使用
- (3) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更
- 2. 前項(2)(3)号事項を行った場合は次の総会において承認を得なければならない。

第11条(予算科目外の支出)

予算科目外の支出をしようとする場合には、理事会の決議を経てこれを行い、総会において報告しなければならない。

第12条

理事長は、次の事項を事務局に委任することが出来る。

- (1) 予算に基づく経常的な収入及び支出に関する事項
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理に関する事項

第13条(副理事長等への委任)

理事長は、予算の執行事項を副理事長及び専務理事に委任することが出来る。

第14条 (専務理事の任務)

専務理事は、予算の執行にあたり、全般を管理する直接的責任を理事長に対して 負うものとする。

第15条 (委員長等の任務)

委員長は、予算の編成とその執行に関し、適時適切な資料を作成し理事長に意見 を具申するとともに、所管事項に関する予算の執行について管理監督責任を理事 長に対して負うものとする。

第 4 章 決 算

第16条(決算報告の提出、承認)

理事長は、決算報告を事業年度終了後延滞なく作成し、監事の監査を経て次年度 理事会の**決議を経なければならない**。

第17条(決算期間)

決算期間は、定款第48条に定める期間とする。

第 5 章 監 査

第 18 条 (監査)

監事は、内部監査を行う。

2. 監事は、いつでも本会の監査を行うために帳簿の閲覧謄写及び必要な資料の 提出を求めることが出来る。

附則

本規則は、平成9年1月1日から実行する。